

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止処分について

令和8年9月30日（水）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づき、令和8年9月29日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人若鮎会
- (2) 代表者 理事長 草本 清和
- (3) 所在地 茨木市本町1番19号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 わかあゆ
- (2) 所在地 茨木市本町1番19号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・平成22年7月1日 就労継続支援B型

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 指定の効力の一部停止
- (2) 停止する指定の効力 新規利用者の受入停止
- (3) 処分期間 令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

4 行政処分を行う理由

不正請求

- ・少なくとも令和5年4月から令和7年8月までの期間において、就労継続支援B型計画が作成されていないにも関わらず、所定単位数をそれぞれの割合に減じることなく不正に訓練等給付費を請求した。

健康医療部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809（ダイヤルイン）